

平成 2 9 年度

第 2 回宝塚市景観審議会議事録

日時 平成 2 9 年（2 0 1 7 年）1 0 月 5 日（木）

午後 2 時 0 0 分から同 4 時 0 0 分まで

場所 宝塚市立男女共同参画センター 学習交流室 4

1 審議会要旨

- (1) 開催日時 平成29年(2017年)10月5日(木)
午後2時00分から同4時00分まで
- (2) 開催場所 宝塚市立男女共同参画センター 学習交流室4
- (3) 出席委員等

本日の出席委員は、10人中7人で、次のとおり。

徳尾野会長、岩井委員、三谷委員、西野委員、橘田委員、妹背委員、盛田委員である。
なお、定足数である委員の2分の1以上の出席があったので、宝塚市景観審議会規則第6条第2項の規定に基づき会議は成立した。

(4) 会議の内容

- ア 会長は、宝塚市景観審議会の運営に関する規程第3条第1項の規定に基づき、本日の会議は、議題第1号から議題第3号の一部を除き公開であることを確認した。
- イ 徳尾野会長は、議事録署名委員として、5番西野委員及び6番橘田委員を指名した。
- ウ 議題第1号 景観重要建造物(第1号)の指定について(諮問)について審議を行った。
- エ 議題第2号 都市景観形成建築物等(第20号)の指定の解除について(諮問)について審議を行った。
- オ 議題第3号 景観重要建造物(第2号)の指定について(諮問)について審議を行った。

2 会議要旨

(1) 議題第1号

会長

それでは議題に入りたいと思います。

議題第1号「景観重要建造物(第1号)の指定について」(諮問)と、議題第2号「都市景観形成建築物等(第20号)の指定の解除について」(諮問)につきましては、第1号の景観重要建築物が可決・指定された場合、連動して同物件である第2号の都市景観形成建築物の指定解除が必要となることから、一括して審議を行いたいと思います。また、この二議題は、市長より諮問を受けておりますので、採決の必要がございます。では、事務局より説明をお願いいたします。

【説明】
事務局

都市計画課の志村です。よろしくお願いたします。

議題第1号「景観重要建造物(第1号)高碕記念館の指定について」説明させていただきます。

まず、景観重要建造物の指定の方針と基準について説明いたします。

指定の方針は、景観計画の中で定めています。「地域にとって良好な景観の形成上、重要な存在であると認められ、公共の場所から容易に見ることができる建造物」で、次に説明するいずれかの基準に該当するものを「景観重要建造物」として指定することとしています。

- ・ 指定の基準は、市の景観を特徴づけている建造物
- ・ 歴史的、文化的または建築学上から価値のある建造物
- ・ 市民に親しまれている建造物
- ・ 景観の形成のために市長が必要と認める建造物を指定の基準としています。

景観重要建造物の手続きについては、「宝塚市都市景観条例 第 29 条第 1 項」により、「市長は、景観法第 19 条第 1 項の規定により景観重要建造物を指定しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。」と規定されておりますので、本日諮問させていただきます。

では、高碕記念館の概要について説明をいたします。

物件名は高碕記念館です。現在は条例に基づく「都市景観形成建築物第 20 号」に指定されているほか、「ひょうごの近代住宅 100 選」に選定され、「兵庫県景観形成重要建造物」にも指定されています。赤色の部分が物件の場所です。所在地は、宝塚市雲雀丘 1 丁目です。緑色が、阪急電鉄雲雀丘花屋敷駅で、駅から北西へ徒歩約 5 分程度の場所に位置しています。

こちらが、配置図でございます。現在は、公益財団法人 東洋食品研究所の所有となり、記念館として使用されており、庭園部分を公開されています。

建造物の概要について説明いたします。

敷地面積は、1702.84 m²、建物の延べ面積は、435.45 m²です。構造は、地下は R C 造、地上部分は木造 3 階建てです。六甲山荘や、関学の校舎を設計したヴォーリズにより 1923 年に建てられたアメリカンスタイルの住宅です。進駐軍などにより数度の増改築がなされましたが、1990 年に元の姿に近づくよう改修工事が行われました。住宅として建てられた後に、財団法人東洋食品研究所の迎賓館として使用されていた時期もありますが、現在は記念館として使用されています。雲雀丘の住宅地は、大正 5 年（1916 年）頃から昭和 15 年（1940 年）頃にかけて開発され、外構や街路等の統一した雰囲気を持つ地域です。その中でも高碕記念館はランドマークとして特に重要な役割を担っています。

外観の特徴について説明いたします。

天然スレート葺きの腰折屋根と、リシン厚吹き仕上げの外壁が特徴的な洋館です。3 階には三連アーチ窓が付き、暗灰色の屋根と外壁に白い窓枠とレンガ造りの煙突が映えています。玄関前にはセセッションスタイルのベンチ付きポーチがあり、外観のアクセントとなっています。

建物は敷地の北寄りに建てられ、建物の南には平坦な広い前庭があります。その下は傾斜を生かした庭園となっています。和洋の調和した庭園や、約 10m のヤシがシンボリックな景観となっています。南側の前庭は芝生で、周囲にはヤシ類やライオンの彫像が配置され、西洋趣向の庭園であり、洋館の母屋と調和しています。また、庭園からは、阪神・大阪の市街地が一望できます。道路沿いの傾斜地はマツやツツジなどが植栽された和風庭園となっており、園路が巡っています。また、建物の南面にヴォーリズの構想図面等をもとに復元し、設置された木製パーゴラは、やや単調であった南側立面のアクセントとなっています。

敷地の周囲は石積擁壁と生垣で囲われ、緑豊かな沿道景観を形成しています。

次に保全・整備の基準について、説明いたします。

建物の特徴は、先ほど物件概要で説明させていただきましたが、この特徴的な部分を保全することになりますので、保全、整備の方針は、建物の位置と外観、庭園の樹木を中心に保全することとします。

外観・意匠・構造・材料・色彩に関しては、「現状の位置で保全する」、特に、「建

物の外観の意匠、材料、色彩を保全する」、また、「外観の特徴となっているスレート葺きの腰折屋根を保全する」こととします。

敷地の利用、植生に関しては、前回会議でのご意見や、赤澤委員からのご意見を反映し、次の保全内容としました。まず、「敷地内の庭園、樹木を保全すること」、特に「敷地植生の基調となるマツや、シンボルツリーとなっているワシントンヤシの保全に努めること」とし、「南側斜面の庭の高木剪定については、南側からの見上げ景観を損なわないよう適切な維持管理に努めること」とします。また、「敷地の周囲のセットバックした石積み擁壁や生垣などの植栽は、雲雀丘住宅地ができた当初から、宅地分譲条件として住宅地全体で計画されたものであり、重点的に保全すること」とします。

保全・修復に関しては、「1990年に建物の老朽化に対応するため、ヴォーリズが設計したオリジナルの姿に近づくよう修復が行われましたが、設計当初の面影を十分伝えているため、現状の維持保全に努めること」とし、「煙突は特に耐震性が必要であるため、構造を確認の上、補強に努めること」とします。

内部の使用材料については、景観上の指定であるため、建物内部については特に制限はかかりませんが、現在は住宅ではなく記念館として維持保全されていること、また、建物内部も公開されていることから、現状の維持保全に努めるようお願いすることとします。

指定の範囲は赤線で囲まれた部分とします。具体的には、①母屋、②外周部の石積み、③庭園を景観重要建造物として指定します。

敷地東側の部分は指定対象から除外しています。この部分は母屋が建つ部分よりも一段下がった位置に、平成2年頃に建築された平屋の一戸建ての住宅が建っており、財団法人東洋食品研究所の社宅として使用されていますので、この部分は指定対象外といたします。

以上、ご説明しました高碕記念館は、市や雲雀丘地区の良好な景観の形成に大きく寄与しており、歴史的にも建築学上も価値のあるものですので、景観重要建造物として指定する十分な価値を有しているものと考えております。

今後の予定は、指定名称は都市景観形成建築物の指定名称を引き継ぎ、「高碕記念館」とします。指定日は、本日の景観審議会での答申をいただいた後、所有者に書面による同意を頂き、指定の告示を行う予定です。

引き続き、議題第2号「都市景観形成建築物（第20号）高碕記念館の指定の解除について」について説明させていただきます

宝塚市都市景観条例第25条第4項の規定、「市長は、都市景観形成建築物等が景観法第19条第1項に規定する景観重要建造物に指定されたときは、都市景観形成建築物等の指定を解除するものとする。」により、景観重要建造物に指定されると都市景観形成建築物の指定の解除の手続きが必要になりますので、併せて、議題第2号として諮問させていただきます。

都市景観形成建築物の指定番号は、「第 20 号」、指定年月日は、「平成 21 年 10 月 1 日」です。物件の所在地は、「宝塚市雲雀丘 1 丁目 7-58」です。名称は「高碕記念館」、所有者は、「財団法人東洋食品研究所」です。

以上で、議題第 1 号「景観重要建造物（第 1 号）高碕記念館の指定について」、議題第 2 号「都市景観形成建築物（第 20 号）高碕記念館の指定の解除について」の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

質疑応答

会長

それでは、ご意見やご質問がありましたらお願いします。

委員

所有者とは既に協議され、同意を頂いているのですか。

事務局

指定制度の内容について説明し、内諾を頂いています。本日答申をいただいた後に書面による同意書をいただく予定です。

委員

維持管理の支援について、助成制度などについても説明されていますか。

事務局

助成制度についても説明しております。

委員

都市景観形成建築物に指定されている建築物は、雲雀丘地域に何件あるのですか。

事務局

雲雀丘地区には現在都市景観形成建築物が 14 件あります。高碕記念館は、都市景観形成建築物第 20 号に指定されています。

委員

花屋敷の方には景観形成建築物に指定された建築物はないのですか。

事務局

花屋敷荘園には現在のところ都市景観形成建築物はありません。今後景観重要建造物の指定を行っていく際には、再度市内の建造物を調査した上で指定することになります。雲雀丘地区を中心に景観重要建造物を指定することで、PR 効果も期待できると考えています。また、今年度 7 月に都市景観形成建築物の所有者へ景観重要建造物への移行について、アンケート調査を行ったところ、雲雀丘地区の所有者のうち、数名の方から景観重要建造物の指定に興味があるとの回答をいただいていますので、その中から 1 件について今年度現地調査を行い、来年度指定したいと考えているところです。

委員

高碕記念館は、地区計画区域内にあるのですか。

事務局

雲雀丘地区地区計画と、雲雀丘地区景観形成地域の区域内です。

委員

敷地の分割については、地区計画で規制されていたかと思いますが、敷地面積の最低限度はそれ程大きな面積ではなかったように思います。建物が除却され、建て替えられることよりも、除却されたのちに敷地を分割されることの方が、景観上は

影響が大きいように思います。景観を守るために、敷地面積の最低限度をもっと大きな面積に設定できれば、周辺の環境も含めて現在の雲雀丘の良好な景観を守れると思います。点での指定も重要ですが、平行して面的に景観を守る手だてが必要だと思います。

事務局 雲雀丘地区地区計画では、建築物の敷地面積の最低限度を 200 m²と定めています。景観重要建造物に指定することで、増改築や除却などに制限がかかりますので、この敷地が分割されることは制限がかかります。地区計画の制限を変更するには、区域内の所有者の合意が必要になりますので、敷地面積の最低限度を変更するのはなかなか難しい状況です。景観重要建造物の指定を増やして行くことができれば、敷地単位にはなりますが、敷地分割にも制限がかかりますし、雲雀丘地区の景観を守って行くことができると考えています。

会長 保全補修に関する事で、煙突部分の補強を鉄筋等で行うとありますが、鉄筋コンクリートという意味ですか。

事務局 現在の煙突がレンガ造のようですので、内側から何らかの補強が必要だと考えています。

会長 ワシントンヤシの保全についてですが、大阪市立大学にもワシントンヤシがシンボルツリーとしてあったのですが、成長して高さが 20m を超え、危険なため伐採されたという事例がありますので、しっかりと手入れしていく必要があると思います。

事務局 現在の樹木を残していくということもありますが、植え継ぎも含めて保全するよう指導していくこととなります。

委員 建物の耐震についての調査はされているのですか。

事務局 景観重要建造物に指定するための調査としては、耐震に関する調査は行っておりません。震災などで被災した場合には、速やかに修復していただくようお願いすることになります。その場合には、宝塚市景観重要建造物助成金交付要綱に基づき助成することが可能です。

委員 会社の所有にしても個人の所有にしても、どうしても手放さないといけなくなった場合、重要建造物に指定されていると維持保全が義務になるので、指定されているが故に不動産としての価値が低くなるというようなことはないのですか。その場合に市からの保障はありますか。または、市が買い取るなどの施策は考えていますか。

事務局 現在はそこまでは考えておりません。民の取引に対して市が補助金を出すということは難しいと思います。指定にあたり、まず現在の所有者に制度をご説明した上で、ご理解していただき同意をいただくこととなります。指定によりリスクも抱えることとなりますが、この場所にこの不動産を所有していることの責務についてもご理解いただいていると思います。今後不動産市場がどのように変動するかわかりませんが、景観重要建造物として指定され、きちんと維持管理されているから価値

が上がるということも無いとも言えないと思います。

市としては、宝塚市景観重要建造物助成金交付要綱に基づき、一定の維持管理費用については助成いたします。また、相続税については、控除申請が可能になります。家屋及び敷地の評価額の10分の3が控除されると国税庁のホームページに記載があります。

委員 固定資産税の減免はありますか。

事務局 現在のところありません。

委員 指定される、維持管理が難しいという理由では解除はできないのですか。

事務局 所有者の意向での解除はできません。維持管理が不十分な場合には、適切に維持管理するよう指導することになります。例えば、指導しても維持管理が行き届かずに危険な状態になり、景観重要建造物としての価値がなくなれば指定を解除することになると思います。指定されると良好な景観が損なわれないよう適切に維持管理する義務が所有者に課せられることになりますので、それも含めて指定の同意をいただきます。

委員 所有者が勝手に改修や増築された場合はどうなりますか。

事務局 原状回復するよう命令することになります。改修や増築を行う際には、許可が必要になりますので、事前に申請していただき、行為の内容が良好な景観を保全できる場合には許可することになります。また、維持保全に関しての助成はありますので、最大限利用していただきたいと思っています。

現在の所有者はこれらのことを納得した上で、指定の同意をいただけていますが、相続されたり、転売された場合にこれらのことが上手く引き継がれていくかは難しい部分もあるようには思っていますので、同意書をいただく際に、維持保全の義務を継承していただくようしっかりと説明する必要があると考えています。

会長 公表、公開の件はどうになりましたか。

事務局 現在のところ所在地、建物の外観写真の公表、年数日間の建物の公開を条件にしており、事前説明では同意をいただいております。今後指定案件を増やして行くことを考慮しますと、都市景観形成建築物の指定建築物は個人邸が多いので、各々でできる範囲で協力していただくということでもやむを得ないと考えています。

委員 一度指定されると所有者の意向では解除することができないというのは、所有者にとってとても負担になると思います。例えば、一定期間、10年とか20年が経過すれば、所有者の意向で解除が可能だというようにはできませんか。

事務局 景観重要建造物の指定は景観法に基づく指定です。指定の解除についても解除できる要件が法律で定められているため、市独自の考えで解除要件を緩和することはできません。

委員 都市景観形成建築物等の指定は、今後に残るのですか。

事務局 都市景観形成建築物等の指定制度も残しますが、指定を増やして行くかは未定です。まずは都市景観形成建築物から景観重要建造物への指定の意向を優先する方針ですが、指定には所有者の同意が必要になりますので、重要建造物の指定数を毎年増やして行くのも難しいと考えています。同意いただける方がいないようでしたら、もう一度条例に基づく都市景観形成建築物等の指定を増やして行くことも検討する必要があると考えています。

委員 景観重要建造物として指定し、一軒ずつ指定して保全することも大切ですが、地域全体の景観保全も重要ですので、それらを保全する制度についても考えていく必要があると思います。先ほど地区計画の敷地面積の最低限度の話がありましたが、敷地を分割して連続した石積みや生垣など、地区の特徴となっている景観が無くなることに制限を掛けるような制度が必要だと思います。都市景観形成建築物が多くあり、住んでいる方々も景観に対する意識の高い方が多いと思いますので、現状の景観が崩れないよう縛りをかけておくのが良いと思います。最低敷地面積を現在の200㎡よりももっと大きく定めることも可能だと思います。

事務局 都市景観形成建築物に指定されているものは、敷地面積が大きいものがほとんどですが、区域全体を見るとそれ程面積が大きい宅地も多くありますので、現在より厳しい制限を掛けるのは住民の同意を得るのが難しいと思います。検討の価値はあると思いますが、現実には難しいように感じます。重要建造物として指定されたものに関しては今後何をするにも許可が必要になりますので、最低限これらの敷地については分割されずに景観が保全されます。

雲雀丘地域には、雲雀丘100周年浪漫委員会という会を地元住民で組織して景観を保全する活動に力を入れています。市としては、景観重要建造物を増やしていくことで、地元の盛り上がりを少しサポートできると考えています。また、地元では登録有形文化財を増やしていこうという取り組みもされています。

委員 指定標識のデザインや設置位置はどうなりますか。

事務局 標識のデザインは検討中です。

会長 景観重要建造物の指定は、築年数の基準はありますか。

事務局 登録有形文化財のように築年数についての基準はありません。

会長 築年数についての基準が無いのであれば、戦後の建物でも雲雀丘地区の景観形成に寄与しているモダンな建物はたくさんありますので、それらを条例に基づく都市景観形成建築物に指定し、指定後年数が経過し、認知されてきたら景観法に基づく景観重要建造物へ指定を移行するなど、指定物件を増やすような方策を考えていくことも必要だと思います。条例に基づく指定であれば、維持管理面のハードルも低いので、所有者の同意も得やすく、それらの数を増やすことで宝塚らしい景観、宝塚らしい町並みの保全に繋がると思います。

事務局 条例に基づく指定についても指定方針を見直す必要があると考えています。条例に基づく指定と景観法に基づく指定とを平行して運用することを検討したいと思っております。

会長 その他意見はございませんか。
では、第1号議案は諮問案件ですので、答申することが必要です。それでは、採決に入りたいと思っております。
議題第1号につきまして、景観法に基づく景観重要建造物に指定すると答申することに意義はございませんか。

委員 異議なし。

会長 ありがとうございます。異議なしということですので、議題第1号につきまして、「景観重要建造物として指定する」として、答申いたします。

会長 続きまして議題第2号の採決に移ります。
議題第2号につきまして、宝塚市都市景観条例に基づく都市景観形成建築物等第20号の指定を解除すると答申することに意義はございませんか。

委員 異議なし。

会長 ありがとうございます。異議なしということですので、議題第2号につきまして、「都市景観形成建築物等第20号の指定を解除する」として、答申いたします。
では、議題第1号、議題第2号共に原案通りということで答申いたします。

(2) 議題第3号

会長 議題第3号「景観重要建造物（第2号）の指定について」（諮問）です。この案件につきましては、市長より諮問を受けておりますので、採決の必要がございます。では、事務局より説明をお願いいたします。

【説明】事務局 議題第3号景観重要建造物（第2号）正司邸の指定についてご説明いたします。
物件名は正司邸です。こちらの赤色の部分が物件の場所です。所在地は、宝塚市雲雀丘2丁目です。こちらの緑色が、阪急電鉄雲雀丘花屋敷駅です。駅から北西へ徒歩約7分程度の場所に位置しています。青色の場所が先ほど説明した高碕記念館です。

こちらが、配置図と、立面図でございます。現在も住宅としてお住まいになられています。

建造物の概要は、敷地面積、2565.77㎡、建物の延べ面積及び構造は、洋館部分は延べ面積128.26㎡、木造2階建て一部RC造です。和風建築部分は、延べ面積288.21㎡で、木造平屋建てです。大正8年に建築され、宝塚ホテルを設計した古塚正治の設計と伝えられています。傾斜のある敷地を利用した建物で、一部外から利用する地下室が造られています。昭和52年から昭和58年にかけて東

側部分の大幅な増改築が行われました。洋館部分は、1階居間と2階東側の子供室が増築されましたが、建具、階段手すり、階段室のステンドグラスは当時のままとなっています。西側道路沿いの石積み擁壁は、特殊な工法で現在にはその技術が伝承されていないため、再生は不可能で貴重なものです。

次に外観の特徴について説明いたします。

オレンジ色の急勾配屋根の洋館と、数寄屋風和風建築が一体となっており、洋館部分の屋根は、フランス瓦葺きです。洋館の西と北の2階は屋根裏風に造られ、大きな屋根が1階部分まで流れており、棟の両端には棟飾りがあります。また、南に張り出した多角形の部屋と、屋根面の半アーチ状の小屋裏換気口は銅板葺きで外観のアクセントとなっています。外壁には部分的にタイルが張られたり、幾何学的な模様が施されています。和風建築部分は入母屋屋根が幾重にも重なり風格のある外観を呈しています。幾度か増築されていますが、元の外観のイメージを損なわないよう配慮されています。

次に保全・整備基準、整備方針について、説明いたします。先ほど、建物の概要で説明しました特徴的な部分を保全するために、建物の位置と外観、西側擁壁を中心とした外構、沿道から見える緑の景観を保全することとします。

外観・意匠・構造・材料・色彩に関しては、「現状の位置で保存すること」、「建物外観の意匠、材料、色彩を保存すること」、「特に洋館の屋根飾り、外壁の装飾、模様や部分的なタイル、石張りなどの、特徴的な部分について留意すること」、「増築や改築する場合は、既存建物との調和に留意すること」とします。

敷地の利用、植生に関しては、「西側の石積み擁壁は、逆反りの崩れ石積みで、大きな自然石を使った豪快な造りが特徴となっています。特に景観形成上価値があり、また現在の技術では再生不可能な貴重なものであるため、重点的に保全に努めること」とします。さらに、「敷地内の景観形成上価値のある樹木などは、今後も保全に努めることとし、特に南西斜面のサクラやウメが地域景観で果たす役割は大きいいため、植え継ぎを含め適切な維持管理および更新に努めること」とします。

保全修復に関しては、「当初のまま使用されている建具や造作（ぞうさく）、照明器具は今後も維持・保全に努めること」とします。また、「これまでも当初の外観をなるべく維持するよう配慮されておりますので、今後も外観の維持・保全に努めること」とします。

指定の範囲は赤線で囲まれた部分とします。具体的には、①母屋、洋館部分と和風建築部分の両方、②外周部の石積み、③庭園について、景観重要建造物として指定します。敷地東側の部分は、近々増築を行う予定だと聞いており、この部分については指定対象外として欲しいとの所有者のご意向もありますので、指定の対象外といたします。今後増築工事が行われる際には、当該地は地区計画区域内であり、敷地の面積が1,000㎡を超えるため、増築部分のデザインや景観への配慮については、景観審議会デザイン協議部会に諮り協議を行うこととなりますので、その際に、増築部分と既存建物との調和などについてのご意見を頂きたいと思っております。

以上、ご説明しました正司邸は、市や雲雀丘地区の良好な景観の形成に大きく寄与しており、歴史的にも建築学的にも価値のあるものですので、景観重要建造物と

して指定する十分な価値を有しているものと考えております。

指定名称は正司邸とします。

今後の予定ですが、指定日は高碕記念館と同様、本日の景観審議会で答申をいただいた後、所有者に書面による同意を頂き、指定の告示を行う予定です。

以上で、議題第3号「景観重要建造物（第2号）正司邸の指定について」の説明を終わります。

質疑応答

会長

それでは、ご意見やご質問がありましたらお願いします。

会長

区域内で既に増築されている東側の建物も指定対象とするのですか。

事務局

指定対象としています。

委員

増築される建物がどのような建物かわかりませんが、まちなみに馴染む建物にしたいだけるといいですね。

事務局

地区計画区域内で1000㎡を超える敷地での増築になりますので、デザイン協議部会での協議が必要になります。増築建物についての景観への配慮についてはデザイン協議部会で協議することになります。

委員

西側道路沿いの石積みについてですが、「再生不可能で貴重である」とありますが、本当に不可能なのでしょうか。難しいという言葉であれば理解できるのですが、不可能なのでしょうか。

事務局

西側道路沿いの石積みは、逆反りの崩れ石積みで、特殊な工法であり、その技術は伝承されておりません。また、現在の技術的な基準を恐らく満足しないものだと思いますので、見栄えとして同じように再現することは可能だと思われていますが、技術的に同じ手法で造り直すことは出来ないという意味で、そのような表現にしています。

委員

万が一修繕が必要になった場合には、同じ手法では現在の技術的基準を満たさないのであれば、現在の法的基準を満足する擁壁に、化粧を施して同じように仕上げする方法でもやむを得ないと思います。

会長

保全整備基準についてですが、先ほどの高碕記念館には、「5.内部の使用材料にかんする事項」という項目がありますが、こちらにはこの項目が無いのは、所有者の意向ということですか。

事務局

そうです。正司邸は現在もお住まいになられておりますので、室内の細かい調査は控えて欲しいとのご意向がありました。ですから内部に関しては資料もありませんので、保全していただくのは外観のみとしています。

委員 建築物の価値としては、洋館と和館は同等とみるのですか。洋館の造りが珍しいものだというのは解るのですが、全体として価値があるという認識ですか。

会長 和洋折衷の建築スタイルは宝塚の住宅の特徴です。洋館はゲストハウスとして使用し、和館で生活するという生活スタイルで、和と洋とのセットで生活が成り立っていました。

会長 その他意見はございませんか。

では、第3号議案は諮問案件ですので、答申することが必要です。それでは、採決に入りたいと思います。

議題第3号につきまして、景観法に基づく景観重要建造物に指定すると答申することに意義はございませんか。

委員 異議なし。

会長 ありがとうございます。異議なしということですので、議題第3号につきまして、「景観重要建造物として指定する」として、答申いたします。

本日の景観審議会はこれもちまして閉会いたします。